

令和 8 年 8 月 24 日

東 御 市 長 花 岡 利 夫 様

東御市監査委員 北 澤 昌 雄
東御市監査委員 塩 川 壽 友
東御市監査委員 高 木 真由美

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条の規定により、令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率の審査をしたので、次のとおり意見を提出する。

記

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第 3 条の規定に基づく健全化判断比率の次の 4 項目を対象に適否を審査した。

- （1）実質赤字比率
- （2）連結実質赤字比率
- （3）実質公債費比率（3 ヵ年平均）
- （4）将来負担比率

2 審査の期日

令和 8 年 7 月 27 日から 8 月 23 日までの間

3 審査の概要

この審査に当たっては、以下の 4 項目に主眼を置きこれらの算定の基礎となる事項を記載した関係諸帳簿及び証拠書類の照合を行うとともに、関係職員から算定についての説明を聴取し実施した。

- （1）法令に照らし算出過程に誤りはないか。
- （2）法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか。
- （3）算定の基礎となった書類が正確に作成されているか。
- （4）客観的事実の妥当性を判断した上で算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

4 審査の結果及び意見

(1) 審査における所見

ア 実質赤字比率 $\Delta 5.73\%$

実質収支が黒字のため当該比率は、負の値となり算定されない。
よって、特に指摘すべき事項はない。

イ 連結実質赤字比率 $\Delta 30.26\%$

実質収支が黒字または資金不足額がないため当該比率は、負の値となり算定されない。
よって、特に指摘すべき事項はない。

ウ 実質公債費比率 9.4%

令和6年度と比較して3ヵ年平均値は0.5ポイント低下した。早期健全化基準25.0%に対し大きく下回っていることから、特に指摘すべき事項はない。

エ 将来負担比率 24.7%

令和6年度と比較して0.6ポイント低下した。早期健全化基準350.0%に対し大きく下回っていることから、特に指摘すべき事項はない。

(2) 総括意見

総括審査意見として、令和7年度決算における健全化判断比率とその算定基礎を記載した書類は、所定の規定に準拠して作成されており、その比率の算出は的確である。さらに、この法律が定めた4つの健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準の範囲内であり、東御市の令和7年度各決算結果に基づく財政状態は健全であると認めた。(詳細資料は別紙のとおり)

総括表① 健全化判断比率の状況（令和7年度決算）

R8.7.27現在 速報値

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
202193	長野県	東御市	—	—	9.4	24.7

R6 9.9 25.3
R7-R6 △ 0.5 △ 0.6

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	13.36	18.36	25.0	350.0
9,838,127	0	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

R6 9,574,631 31,843
R7-R6 263,496 △ 31,843
増減率 2.75% -100.0%

参考:単年度の実質公債費比率

令和4年度	10.53486
令和5年度	9.69535
令和6年度	9.71508
令和7年度	9.02508

標準財政規模＝標準税収入額等(5,276,269千円)＋普通交付税額(4,561,858千円)＋臨時財政対策債発行可能額(0千円)

(※標準財政規模は、一般的には標準税収入額等と普通交付税を合わせた額ですが、健全化法においては上記のとおりとなり、取扱いが異なります。)

【用語解説】

- ・標準財政規模…地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもの
- ・標準税収入額等…地方交付税法の規定に基づき算定された基準財政収入額のうち税収入総額

前年度との主な増減要因

実質公債費比率

- ・単年度実質公債費比率が前年度比0.69%減となった主な要因は、標準税収入額等186,665千円増及び普通交付税額108,674千円増により標準財政規模が263,496千円増加したためです。
- ・3か年平均値による実質公債費比率が前年度比0.5%減となった主な要因は、令和4年度単年度実質公債費比率の影響を受けなくなったためです。

将来負担比率

- ・将来負担比率が前年度比0.6%減となった主な要因は、地方債の現在高が916,746千円減少したためです。

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	564,104	5.7
小 計		564,104	5.7
標準財政規模		9,838,127	100.0
実質赤字比率 (%)		-5.73	※

会 計 名		実質収支額	
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	東御市国民健康保険特別会計	49,761	0.5
	東御市介護保険特別会計	54,959	0.6
	東御市後期高齢者医療特別会計	21,931	0.2

会 計 名		(単位:千円) 資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	東御市水道事業会計	934,254	9.5
	東御市下水道事業会計	1,352,044	13.7
	東御市病院事業会計	0	
法 非 適 用 企 業	宅地造成事業以外		
法 非 適 用 企 業	宅地造成事業		
合 計		2,977,053	30.3
標準財政規模(再掲)		9,838,127	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-30.26	※

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、
「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。